

資料番号	2
------	---

令和 8 年 7 月 17 日
 課 名 教育委員会事務局
 教育改革課
 担当者 課長 山内
 内 線 4892

向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方について

1 概要

- 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校のうち、2 年連続して「新入学生徒数が入学定員の 2 分の 1（20 人）未満又は全校生徒数が収容定員の 2 分の 1（60 人）未満」となった向原高等学校及び東城高等学校について、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第 2 期）」に基づき、学校活性化地域協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴取した。
- 学校を取り巻く状況や協議会の意見等を踏まえ、両校の今後の在り方に係る「対応方針（素案）」について、次のとおり定める。

2 今後の在り方について

向原高等学校及び東城高等学校の今後の在り方については、別紙 1 及び別紙 2 のとおり。

《参考》

向原高等学校及び東城高等学校の全校生徒数

学校名	区分	令和 4 年度 (5/1)	令和 5 年度 (5/1)	令和 6 年度 (5/1)	令和 7 年度 (5/1)	令和 8 年度 (5/1)
向 原	全校生徒数 (新入学生徒数)	73 (21)	52 (15)	48 (20)	51 (19)	43 (11)
	1 年	21	16	21	23	12
	2 年	18	19	13	16	17
	3 年	34	17	14	12	14
東 城	全校生徒数 (新入学生徒数)	66 (23)	74 (30)	74 (20)	60 (12)	52 (22)
	1 年	23	30	21	13	22
	2 年	21	23	29	18	12
	3 年	22	21	24	29	18

※ 再編整備の検討に係る基準は令和 7 年度から適用

向原高等学校の今後の在り方について

【向原高等学校の状況等】

○ 向原地域の公立学校児童生徒数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

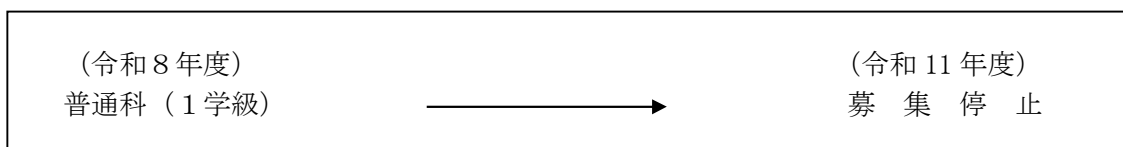
中学校 卒業年月	令和 8 年 3 月	令和 9 年 3 月	令和 10 年 3 月	令和 11 年 3 月	令和 12 年 3 月	令和 13 年 3 月	令和 14 年 3 月	令和 15 年 3 月	令和 16 年 3 月
令和 8 年度 の学年	高等学校 1 年	中学校 3 年	中学校 2 年	中学校 1 年	小学校 6 年	小学校 5 年	小学校 4 年	小学校 3 年	小学校 2 年
児童生徒数 (増減)	23 (－)	29 (＋6)	19 (▲10)	14 (▲5)	17 (＋3)	9 (▲8)	17 (＋8)	15 (▲2)	8 (▲7)

○ 協議会の主な意見（概要）

- ・ 向原高等学校では、少人数だからこそ子供と先生がしっかりと関わり、良いところを見つけ、やる気を引き出すことができている。そういった良い部分がたくさんあるため、無くすべきではない。
- ・ 市内からの進学率は非常に低いため、このまま残すことは難しいのではないかと。向原高等学校の教育内容を吉田高等学校に持っていき、統合して新たに 1 校とするのはどうか。
- ・ 小さな安芸高田市に二つの県立高校があることに無理があるのではないかと。キャンパス校もしくは、特別支援学校ではないが、特別な生徒を受け入れる学校として残してはどうか。
- ・ 小さいからこそ落ち着いて学べるといった良さがあるため、できれば残してほしい。このまま残すことが難しいとしても、これまで積み上げた教育内容などは残してもらいたい。

【対応方針（素案）】

令和 11 年度から、向原高等学校（全日制課程 普通科）の生徒募集を停止する。



《対応方針（素案）の理由》

- ・ 通学が可能な範囲に複数の高等学校が設置されていることに加え、実際に、近隣中学校の生徒の多くが向原高等学校以外の高等学校へ進学している状況であること
- ・ 令和 7 年度と比較して、令和 8 年度の入学者数が減少していることに加え、向原地域の児童生徒数も減少傾向であることから、今後、向原高等学校への入学者数が大幅に増加することは見込みにくい状況であること

などから、「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第 2 期）」に基づき、高等学校教育の質的水準の維持・向上を図るために、募集停止とすることが適当である。

東城高等学校の今後の在り方について

【東城高等学校の状況等】

○ 東城地域の公立学校児童生徒数（令和 7 年 5 月 1 日現在）

中学校 卒業年月	令和 8 年 3 月	令和 9 年 3 月	令和 10 年 3 月	令和 11 年 3 月	令和 12 年 3 月	令和 13 年 3 月	令和 14 年 3 月	令和 15 年 3 月	令和 16 年 3 月
令和 8 年度 の学年	高等学校 1 年	中学校 3 年	中学校 2 年	中学校 1 年	小学校 6 年	小学校 5 年	小学校 4 年	小学校 3 年	小学校 2 年
児童生徒数 (増減)	54 (－)	44 (▲10)	48 (+4)	49 (+1)	39 (▲10)	26 (▲13)	37 (+11)	35 (▲2)	29 (▲6)

○ 協議会の主な意見（概要）

- ・ 東城高校が無くなると近くに高校がないため、子供を寮に入れるか、朝早くからバス停に送らないといけない。全ての子供が東城から出て行きたいわけではないため、地元に残りたい子供たちの意見も大事にしなければならないと思う。
- ・ 東城はとても広く、東城中学校でも寮に入っている生徒がいる。東城の中でも通えない環境がある中で、高校があることは大事だと思う。
- ・ 生徒数が基準を下回っている中で、子供の教育の質をどのように担保していくのかを子供たちの進路実現が著しく阻害されることがないように地理的条件も踏まえながら議論する必要がある。
- ・ 令和 7 年度の新入学生徒数は基準を下回ったが、その後の学校の取組や入学者数の回復傾向を考慮し、少なくとも令和 9 年度及び令和 10 年度の入学者状況を踏まえた上で判断いただくよう、一定の検証期間を設けてほしい。

【対応方針（素案）】

東城高等学校については、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続することとし、令和 10 年度の新入学生徒数が 20 人以上（入学式時点）及び全校生徒数が 60 人以上（令和 10 年 5 月 1 日時点）となることを目指す。

ただし、令和 9 年度の新入学生徒数が 20 人未満（入学式時点）の場合には、令和 10 年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。

《対応方針（素案）の理由》

- ・ 生徒の大半が地元中学校からの進学者という中で、地元小・中学校や地域と連携した取組等により、令和 7 年度と比較して、令和 8 年度の入学者数が大幅に増加している状況であること
- ・ また、庄原市や地元地域等の支援を受けながら、こうした取組を継続することで、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できること

などから、引き続き、学校の活性化に向けた取組を継続させ、令和 10 年度の新入学生徒数が 20 人以上及び全校生徒数が 60 人以上となることを目指すことが適当である。

5 県立高等学校の配置及び規模の在り方

(2) 取組の方向性

～略～

○ 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等における取組の強化等による活性化策を検討・実施し、全校生徒数が毎年度、収容定員の3分の2（80人）以上となることを目指します。

また、県教育委員会は、各学校の取組が効果的に進められるよう、協議会の意見を踏まえ、市町等と連携しながら、必要な支援を行います。

こうした取組の結果、2年連続して「新入学生徒数^{※39}が入学定員^{※40}の2分の1（20人）未満又は全校生徒数が収容定員^{※41}の2分の1（60人）未満」となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の①～③までのいずれかとします。

- ① 近隣の県立高等学校のキャンパス校^{※42}
- ② 特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中中学園構想」^{※43}への移行
- ③ 統廃合（市町立学校としての存続を含む）

ただし、近隣に他の高等学校がなく、他地域への通学が極端に困難な学校が対象となった場合は、別途検討します。

なお、県立高等学校が所在する地域（市町）の教育水準の向上に向けた、発展的な再編整備については、上記によらず検討します。

～略～

※39 「新入学生徒数」については、各年度、新たに入学した生徒数とする。ただし、転入した者は含めない。

※40 「入学定員」については、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第6条に基づき、40人とする。

※41 「収容定員」については、1 学年 1 学級規模の全日制高等学校第1 学年から第3 学年の学級数の計は3 学級であることから、120 人とする。

※42 「キャンパス校」については、当該高等学校を、近隣の県立高等学校に統合し、校地・校舎をそのまま使用しながら教育活動を行う、統合先高等学校の分教室として位置付けるものとする。

※43 「中中学園構想」については、特定中学校から当該高等学校への高い進学率を前提とし、中学校と高等学校の教員が相互に兼務して、6 年間の一貫した教育課程を実施するものとする。